

日本における子どもの権利に関する現状と課題

1 不登校

不登校は、現在も深刻な社会問題の一つです。

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの派遣、「教育支援センター（適応指導教室）」の整備など多様な取組みがされていますが、改善の方向にはなかなか向かいません。不登校の問題を子どもの権利という視点からとらえ直すことが大切になっています。

不登校の理由として、情緒的な混乱、無気力、主な理由がはっきりしない複合的なもの、などがよくあげられますが、その原因や背景には、学校におけるいじめ、教師による体罰や言葉の暴力、校則などによる抑圧的な管理、わかりにくい授業などもあります。これらは、人身の自由、名誉・人格権、学習権をはじめとする子どもの権利の侵害です。また、不登校になる段階でも、親や教師が子どもをむりに学校に行かせようとして、言葉や実力行使で精神的・肉体的苦痛を与えるなどの権利侵害が生じています。さらに、不登校になってからは、その子どもに必要な学習・教育が提供されず、学習権が保障されないままの子どもが多数います。

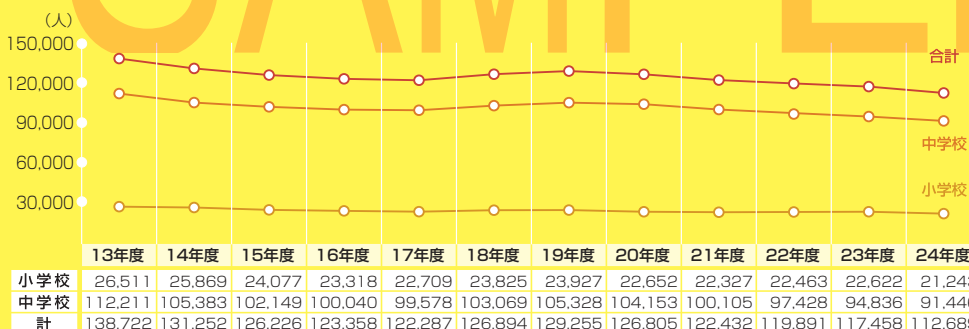
「義務教育」という言葉があるため、学校に行くのは子どもの義務だという考え方が根強く残って

います。しかし、子どもにとって学校とは、義務として行かされるのではなく、一人の人間として成長・発達していくのに必要な学習・教育に対する権利が保障される場です。子どもはそのような成長・発達にふさわしい学校や学習・教育の機会を要求することができ、国・地方公共団体にはそれに応える義務があります。子どもの権利条約も、基本的にこのような立場に立っています（条約28条・29条など参照）。

したがって、子どもが進んで学校に行き学習できるような条件を整備する一方で、子どもの現状に応じた学習権の保障を進めることが必要です。子どもを学校に合わせるのではなく、子どもに合った学習・教育の場や内容を保障していくことが大切です。

2 心とからだのゆとり

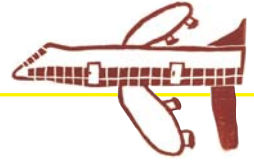
子どもたちに「どんな権利が自分にとって一番大切か」というアンケートをとると、「休む権利」が上位になります。多くの調査でも、学年が上がるにつれ、疲れている子どもが多くなることが指摘されています。学校でのストレス、受験のための塾通い、勝利至上主義のクラブ活動・部活などがその背景にあります。子どもの権利条約が設置



不登校児童生徒数の推移

不登校児童生徒の割合（平成24年度）	
小学校	0.31% 323人に1人
中学校	2.56% 39人に1人
計	1.09% 92人に1人

※「不登校」（病気や経済的理由を除く）
ならんかの要因で、年間30日以上欠席した国公私立小・中学校児童生徒数。



した国連「児童（子ども）の権利委員会」からも、日本の子どもが競争の激しい教育制度のストレスにさらされ、余暇や休息の時間もないために発達にゆがみが生じていることについて懸念が表明されています。

子どもの居場所づくりにむけた取組みは多様に進められています。けれども、休息・余暇・遊びが子どもにとってどれほど大切な権利（条約31条）であるかについては、十分に認識されていません。子どもの実態や実感とおとなの認識にはズレがあります。おとなが「よい」と考えることを子どもに押しつけるのではなく、子どもが自発的・主体的に成長できるようなゆとりを保障することが必要になっています。

3 体罰・いじめ

学校教育法では、いかなる理由や場所においても、教職員が体罰を用いることは許されていません。このことは、個人の尊重を基本に人権を保障している日本国憲法と人格の完成を教育目的の基本にしている教育基本法に裏付けられたものです。体罰は子どもの権利を侵害する行為であり、子どもの権利条約に反するものです。しかし、「時と場合によっては体罰も必要」「愛のムチである」「教

育効果がある」「信頼関係があればよい」などと体罰を肯定する教師や親がいることもあって、現実には体罰はなくなっていません。

体罰は、その場では効果があるように見えても、子どもが自分で考える機会を奪い、子どもの成長・発達と自立を阻害することにつながります。さらに「口で言ってダメなら力で…」ということが認められると、子どもたちが暴力の文化を学習してしまい、権利の尊重と民主主義の精神を身につけることができません。体罰は問題の根本的な解決にはつながらず、人間の尊厳と権利を否定するものだという認識を持ち、体罰によらずに子どもにわかってもらう方法を身につけることが、教師にも、そして親にも必要です。

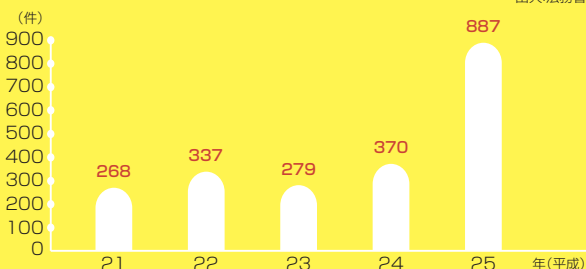
また、いじめも社会問題になるほど深刻化しています。最近は、インターネットなどの普及もあり、巧妙で陰湿ないじめのケースが多く、遊び感覚で行っているケースも見られます。

しかし、いじめられる子どもにとっては深刻な問題で、場合によっては死にまで追いつめられることもあります。よく「いじめられる側にも問題がある」という声を聞きますが、いじめは、一方的にいじめられている子どもの尊厳と権利を侵害する卑劣な行為であるという認識を持つことが必要です。

いじめを解消するには、子どもたちに、いじめ

教育職員による「体罰」に関する人権侵害事件の新規救済手続開始件数

出典：法務省



いじめに関する人権侵害事件の新規救済手続開始件数

出典：法務省

